

身近な相談窓口「地域包括支援センター」をご利用ください

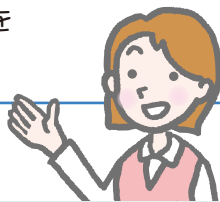
地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう介護サービスをはじめ、保健、福祉、医療、健康など、さまざまな相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として市内7カ所に設置されています。心配なことやお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

施設名	住所（電話番号）
西部地域包括支援センター	昭和190-4462 老健くしろ内（☎55-2666）
中部北地域包括支援センター	文苑4-65-2 ふみぞの東陽ビル I 1 階（☎36-1233）
中部南地域包括支援センター	堀川町8-43（☎24-1102）
東部北地域包括支援センター	鶴ヶ岱1-10-46（☎42-0600）
東部南地域包括支援センター	春採4-10-15 望洋ふれあい交流センター内（☎42-8222）
阿寒地域包括支援センター	阿寒町中央1-4-1 阿寒町行政センター内（☎66-1234）
音別地域包括支援センター	音別町中園2-119-1 音別町福祉保健センターほほえみ内（☎01547-9-5252）

問合先 市役所介護高齢課高齢福祉係（☎23-5185）

～こんなとき、ご相談ください～

- 足腰が弱り、日常生活に支障が出始めそうとき
- 認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
- 介護の仕方が分からないとき
- 介護のことでどこに相談してよいか分からないとき
- 介護が大変で仕事との両立に困っているとき
- 消費者被害が疑われる高齢者を見つけたとき
- 虐待されているような高齢者を見つけたとき など

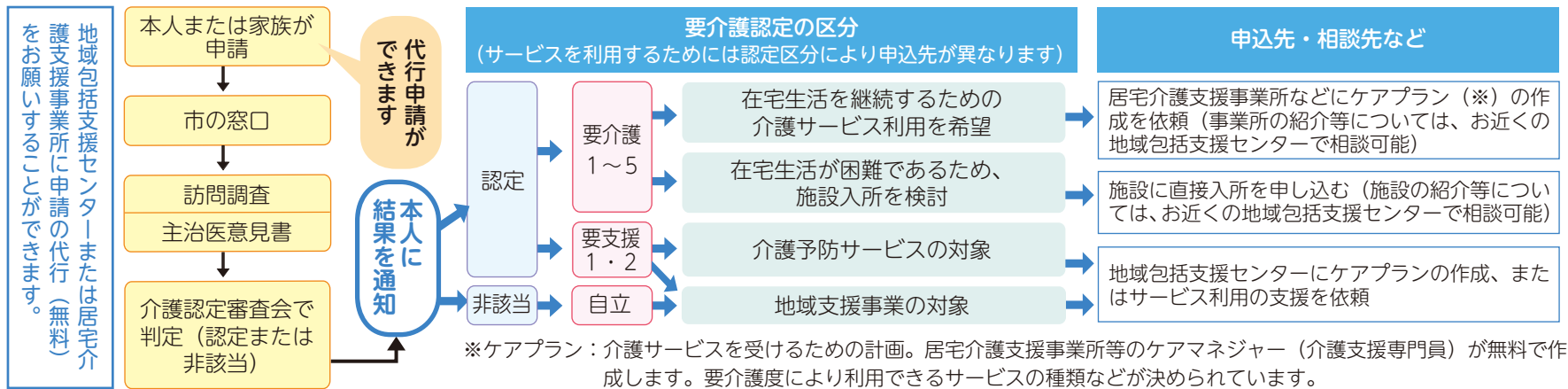


介護保険サービスを利用するためには

介護保険にはさまざまなサービスがあり、利用するためには「要介護認定の申請」が必要です。要介護認定の申請は、介護保険のサービスが受けられるかどうか、市が確認する手続きです。介護や支援が必要になったと感じたら、お気軽に市役所介護高齢課、またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

●要介護 認定申請の手続き方法 問合先 市役所介護高齢課介護認定係（☎31-4597）

対象となる方は65歳以上の方、または40歳から64歳までの特定疾病（脳血管疾患などの16種類の疾病）が原因で介護が必要な方です。



●利用できるサービス 問合先 市役所介護高齢課介護給付係（☎31-4553）

要介護（要支援）の認定を受けた方は、ケアプランに基づいて以下のようなサービスを利用できます。

サービスを利用する場合の本人負担は、掛かった費用の1～3割となります。要介護の区分ごとに定められた限度額を超えた場合、超えた部分は全額自己負担となります。

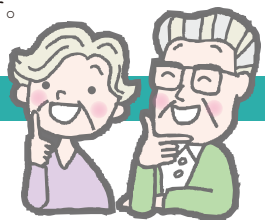
自宅で生活する場合の主なサービス

- ・居宅サービス（訪問サービス）…… ホームヘルパーや看護師などに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排せつなどの介助や家事援助などを受けられます。
- ・通所サービス（通いサービス）…… デイサービスなどに通って介護やリハビリなどを受けられます（送迎もあります）。
- ・短期入所（泊まりサービス）…… 緊急時などに一時的に短い期間だけ施設に入所して介護などを受けられます。ショートステイとも呼ばれます。
- ・小規模多機能型居宅介護 …………… 同じ事業所において、上記3つのサービス（訪問、通い、泊まり）を組み合わせで受けられます。
- ・福祉用具貸与 …………… 日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす、歩行器、つえなど）が借りられます。

施設へ入所する場合の主な施設種類

- ・特別養護老人ホーム …………… 常に介護が必要で、在宅での生活が極めて困難である方を受け入れる施設です。
- ・老人保健施設 …………… 在宅生活への復帰を目指したりリハビリを目的とする方を受け入れる施設です。
- ・認知症高齢者グループホーム …………… 認知症の方が共同生活を通じて介護や日常生活支援を受けるための施設です。

※上記施設サービスの他に、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがあり、これらは入所しながら介護サービスを利用する場合には介護認定が必要となりますが、介護認定のない方でも入所できます。



介護保険サービスには利用者負担の軽減制度があります

※（ ）内はショートステイ利用時の金額

社会福祉法人および民間等サービスの負担軽減

介護サービスを利用し、世帯全員が市民税非課税の方で、収入、資産など一定の要件を満たす方は、申請により負担が軽減されます。

対象サービス・軽減割合

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護および介護老人福祉施設（特養）などのサービス費、食費、居住費（滞在費）の4分の1。

※軽減事業の申請用紙は、市ホームページよりダウンロードまたは契約先のケアマネジャーもしくは市役所防災庁舎3階介護高齢課介護給付係で受け取ってください。

食費、居住費の負担軽減

世帯および配偶者（別世帯も含む）の方が市民税非課税の方は、介護保険施設（特養、老健など）に入所やショートステイした場合、自己負担となる食費と居住費が一定の預貯金等の要件を満たす場合は、申請により負担限度額（右表）を超えた分が軽減されます。

高額介護サービス費等の支給

介護サービス費用の自己負担額（食費、居住費等を除く）の合計が1カ月で上限額（右表）を超えた金額が申請により支給されます。

- 詳しい内容については、介護高齢課介護給付係（☎31-4553）へお問い合わせください。
- ※2025（令和7）年8月から国の基準見直しにより、年金収入額等の合計額が80万円から80万9,000円に変更となります。

区分		居住費の種類		食費
		多床室（相部屋）	ユニット型個室	
世帯全員が市民税非課税	年金収入等の合計額が80万円以下	日額 430円	日額 880円	日額 390円（600円）
	上記の合計額が80万円超120万円以下	日額 430円	日額 1,370円	日額 650円（1,000円）
	上記の合計額が120万円超	日額 430円	日額 1,370円	日額 1,360円（1,300円）

区分		自己負担上限額
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入等の合計額が80万円以下	1万5,000円
	上記の合計額が80万円超	2万4,600円
一般世帯（課税世帯で下記に該当しない方）		4万4,400円
現役並み所得相当	課税所得が145万円以上380万円未満	4万4,400円
	課税所得が380万円以上690万円未満	9万3,000円
	課税所得が690万円以上	14万100円